

令和4年2月3日

保護者のみなさま

島本町立第二小学校
校長 辻本 堅二

児童等に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の
基本的な対応について（2月2日一部変更）

日頃は本校の教育活動、及び新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、先日お知らせいたしました「児童等が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について」を、以下のとおり一部変更いたしますのでお知らせします。

記

1 変更点

児童及び教職員に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の基本的な対応について（2月1日改訂）

3 学校が濃厚接触者等として特定した児童の出席停止について

旧 陽性者と接触した翌日から起算して10日間又は保健所の指定する期日まで出席停止とします。

新 陽性者と接触した翌日から起算して7日間又は保健所の指定する期日まで出席停止とします。

7 児童生徒が濃厚接触者等となった場合

旧 感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して10日間又は保健所の指定する期日まで出席停止とします。

新 感染者と最後に濃厚接触をした翌日から起算して7日間又は保健所の指定する期日まで出席停止とします。

2 留意事項について

(1) 10日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の観察を行うことになっていきますので、留意ください。

(2) このお知らせによる濃厚接触者の待機期間の見直しについては、同日時点で濃厚接触者である者も適用します。

以上